

## あなたの自転車、迷惑かけていませんか？

静岡市には、放置禁止区域・規制区域があります。

この区域内では、自転車を放置してはいけません。

放置すると、自転車は撤去されて保管所で保管されます。

返還の際は、撤去保管料が必要になります。

撤去保管料	自転車	2,000円
	原付	3,000円



Q、なぜ自転車を放置してはダメなの？

①交通安全上の障害になり、お年寄り、子供たち、障がい者など交通弱者にとって危険が高くなります。

②緊急事態での作業の障害、緊急車両の進入を妨げる、避難通路をふさぐ等、防災上の障害となります。

Q、撤去保管料を払わなければいけないのはなぜ？

返還にあたっては、撤去・保管費用の一部をご負担いただくため、撤去保管料をお支払いいただきます。

これからは、駐輪場を利用しましょう！

